

令和7年7月20日執行参議院大阪府選出議員選挙 選挙運動費用収支報告書の要旨の概要

1 提出状況

全候補者19名の提出状況は、次のとおりである。

- ・法定期限（令和7年8月4日）内の提出：18人
- ・法定期限後の提出：1人

2 収支の状況

- (1) 全ての候補者について、法定支出制限額以内の支出に収まっている。
なお、大阪府選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額は59,250,000円である。
- (2) 候補者別の選挙運動に関する収入及び支出並びに公費負担の状況は、別紙のとおりである。
また、候補者によっては支出額が収入額を上回る場合があるが、これは、大阪府が公費で負担した額が収入に計上されないためである。
- (3) 前回選挙と比較すると、候補者数は1名増加し、収入総額及び支出総額は前回は上回っている。また、候補者1人当たりの収入平均及び支出平均は前回は下回っている。

(単位：円)

選挙執行年月日 〔報告者数〕	収 入		支 出	
	総 額	平 均	総 額	平 均
R 7 . 7 . 20 [19]	138,412,836	7,284,886	186,038,186	9,791,483
(前回からの増減)	(1,997,285)	(▲293,756)	(4,473,893)	(▲295,422)
R 4 . 7 . 10 [18]	136,415,551	7,578,642	181,564,293	10,086,905

〔関係法令〕

1 提出義務と提出期限 《公職選挙法第 189 条》

出納責任者は、選挙運動費用収支報告書を選挙の期日から 15 日以内に提出する義務が課せられている。

また、この報告書提出後に、新たに収支がなされた場合は、その都度 7 日以内に、あらためて報告書を提出しなければならない。

2 報告書の公表、保存及び閲覧 《公職選挙法第 192 条》

提出された収支報告書については、その要旨を公表しなければならない。

報告書は、受理した日から 3 年間保存され、この間はだれでも閲覧を請求できる。

3 選挙運動に関する支出金額の制限額 《公職選挙法第 194 条》

公示日現在における大阪府の選挙人名簿登録者数

×20 円+2,370 万円

通常選挙における大阪府の議員定数（4 人）

（※100 円未満切上げ）

ただし、上記の計算により「人数割額に乗じて得た額」が 2,370 万円（固定額）の 1.5 倍を超えるときは、当該人数割額は固定額の 1.5 倍とする。

今回の場合は、ただし書の規定により以下のとおりとなる。

支出制限額=2,370 万円×1.5+2,370 万円=5,925 万円

4 選挙運動に関する支出とみなさなれないもの 《公職選挙法第 197 条第 1 項第 3 号》

公職の候補者が乗用する自動車等のために要した支出は、選挙運動に関する支出とみなされないため、収支報告書には計上されていない。